

令和6年5月7日
銚田・大洗広域事務組合

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第19条第5項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第19条第6項の規定に基づき、銚田・大洗広域事務組合における特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況について、以下のとおり公表します。

1 時間外勤務の縮減

	目標(R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度
職員1人当たりの時間外勤務時間数（月平均）	11時間以下	13.6時間	23.1時間	18.2時間

2 年次休暇の取得促進

	目標(R7年)	R3年	R4年	R5年
職員1人当たりの年次休暇取得日数	11日以上	7.3日※	9.0日	9.4日

※ 令和3年4月に組合が設立されたため、令和3年の数値は、令和3年4月1日から同年12月31日までの期間で算出

3 ハラスメント防止対策の推進

	目標(R7年度)	R3年度	R4年度	R5年度
ハラスメントを受けたと感じる職員の割合	0%	0%	0%	0%